「個人情報保護条例」の改正に係る「情報公開・個人情報保護審査会」の 中間取りまとめに対する市民意見とそれに対する考え方

中間取りまとめ項目	頁	意見要旨	審査会の考え方
全般		異議なし。	利活用に力点
		個人情報の利活用より、その確	
		実な保護を優先する方向で改正	
		すべき。	を目指すもので
		情報漏えいしないよう努めるべ	あるので、特段の
		 き。	修正は不要と考
			えます。
3 開示請求等に	3	実務上 100%処理ができている	法に従い 60 日
対する決定期間		60 日以内を確保するのが妥当	を確保しますが、
について		(2件)	速やかな開示に
		現状は14日以内で対応可能との	努めるべきこと
		ことだが、時間外勤務の結果と	を定めることで、
		推察する。	市民サービス低
		14 日に限定せず十分な期間を設	下を防ぎます (修
		けるとともに、DX化を進め、効	正なし)。
		率化を図るべき。	写しの交付方
		必要以上に遅延することがない	法の多様化など、
		よう、責務的規定を設けること	可能なものから
		に賛同する。	DX 化を推進して
		期限延長の手続も多用されてい	いきます。
		る現状を踏まえると、新法の原	
		則を短縮するのは適切ではな	
		⟨ `` _°	
4 開示の実施方	4	紙文書等をスキャナー等で読み	本人開示請求
法について		取って、電磁的記録を媒体に複	は、開示内容に個
		写して交付するという方法は、	人情報が含まれ
		利便性の向上に資するので妥当	ているため、オン
		(2件)	ライン交付の導
		オンライン交付は、市民の利便	入には慎重な検
		性向上に大きく資するものと考	討が必要と考え
		える。しかしながら、仮に誤った	ております(修正
		先に交付した場合、その被害も	なし)。
		大きくなることも想定されるの	
		で、交付手続は万全なものとす	
		ることが必要	

電磁的記録の交付方法について は、インターネット上からダウ ンロードするような選択肢も必 開示請求に関 開示文書の写真撮影は、閲覧の 撮影により本 する手数料の徴 域を超えており手数料を徴収す 市に手数が発生 収について することはない べき。 ので、手数料は考 えていません。 市民の皆様の 税収が厳しい中で市政運営を行 知る権利の行使 う上では、国のように請求自体 や自己情報の適 に手数料を徴収するべき。 正の確認を容易 支払手段は、クレジットカード ならしめるため、 やバーコード決済なども検討す 請求自体の手数 べき。 料は考えていま 開示請求は、ごく一部の方しか せんが、電磁的記 利用していないと思われる。一 録の写しの交付 部の利用者に一定の負担を求め に際して従量制 るのが、本当の意味での公平で の導入等を検討 はないか。 していきます。 手数料について「市民の使い勝 悪質な開示請 手等を考慮し、閲覧だけであれ 求は、権利の濫用 ば徴収しないのが適当」とある によるものとし が、制度運用にかかっている労 て請求を却下す 力や費用を考えると徴収すべき る運用をしてい (情報公開法要綱案参照)。 ます。 手数料徴収には、開示請求制度 また、決済手段 の濫用防止の意味もある(情報 の多様化につい 公開法制定時の衆参両院での付 ては、手数料歳入 帯意見参照)。 の取扱件数や導 「市民の使い勝手等」という曖 入に伴う費用対 昧な理由ではなく、立法事実を 効果を考慮しな きちんと把握した上で実質的な がら検討してい

議論がなされるべき。

		大量請求者のために開示に時間 がかかっていると聞いたことが あるが、これでは他の市民にも 不利益が生じる。悪質な開示請 求者には有料化を検討すべき。	くことが必要と 考えています (修 正なし)。
6 開示に関する手数料の額について	6	データ開示手数料における従量 制の導入は、適正負担の点から 評価できる。	原案どおり
12 簡易開示制度 について	12	利用頻度の高い制度なので、新 条例に規定し、引き続き制度を 運用することが実態に沿ってい る。(2件)	原案どおり